

子ども・子育てに関する決議

少子高齢化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を上げていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的問題に真正面から取り組み、若い世代が安心して、結婚、妊娠、出産、子育てができる社会を構築しなければならない。

我々都市自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもたちの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。今後とも、市長の責任において、子どもたちの健やかな成長のための安全の確保を最優先に、子どもたちの主体性を尊重した具体的な方策を講じるとともに、地域の実情に応じて、保護者等との緊密な連携と協働体制の構築を更に推進することで、実施主体としての責務を果たしていく所存である。

国は、子ども・子育て支援施策の充実・強化が都市自治体の喫緊の課題となっていることを踏まえ、根幹となる全国共通の子ども・子育て支援の基盤を整備するとともに、都市自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう、下記事項の実現に向けた適切な措置を講じられたい。

記

1. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化は、昨年秋に国において提唱した施策であること等、これまでの経緯を踏まえ、この新たな施策を行うために必要な財源については、地方消費税の増収分を充てることなく、国の責任において全額を国費で確保すること。事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となる経費に対しても同様の財政措置を講じること。
- (2) これまでの待機児童解消の取組に加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃または期限の延長など、必要な支援措置を講じること。

また、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等の在宅で育児をする世帯への支援策についても財政措置の充実を図ること。

(3) 無償化の実施に当たっては、子どもたちの教育・保育環境の安全確保が不可欠である。

認可外保育施設等の無償化について、本来、対象は「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に限定すべきであり、「5年間の経過措置」については、その期間や対象施設の質の担保手法を再検討すること。

また、認可外保育施設やベビーシッター等に対する指導監督基準を見直すとともに、速やかな基準の順守及び認可保育施設等への移行を支援するために必要となる財政措置を講じる等、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

(4) 国は2019年10月から無償化を実施するとしているが、確実な財源の保障及び子どもたちの安全を確保するための質の担保手法が国から示されない限り、子どもたちの命を預かる都市自治体としては、市民に対する説明責任を果たすことができず、円滑な実施は困難である。

したがって、国は、確実な財源の保障及び子どもたちの安全を確保するための質の担保に係る具体的な方針を速やかに提示すること。

特に、条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、実務上の準備に相当な期間を要することから、新たな認定の仕組みや食材料費の取扱い等を含む制度設計の詳細を早急に明らかにするとともに、周知の徹底を図ること。

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

(1) 放課後児童クラブにおける国の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

(2) 特に、放課後児童支援員については、地域の実情に応じた資格要件のあり方を検討するとともに、都道府県と市町村が連携し、真に必要な研修を適切に実施できるようにするなど、資質の向上に必要な措置を講じること。

(3) 都市自治体が、質の改善や量の拡大に対応できるよう、放課後児童支援員の処遇改善を図るとともに、施設整備・運営に係る財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、実施要綱で定める要件及び交付要綱で定める補助基準額等を見直すこと。

(4) 国・都道府県・市町村・当事者が連携した、質を確保するための協議の場を設置すること。

3. 児童虐待防止対策及び支援施策を強化するための一層の支援について

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を実効あるものとし、児童虐待防止対策及び支援施策の強化を図るため、全国的な研修機会の拡充等による職員の質の向上のための体制整備、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や運営の充実のための支援措置、専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所の体制の充実・強化及び設置に当たっての適切な支援措置等、総合的な対策を拡充すること。

4. 子どもの医療費に係る全国一律の保障制度の創設及び国保の減額措置の全面廃止について

今回の国による幼児教育・保育の無償化に併せて、我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。また、子どもの医療費助成等に係る国保の減額調整措置については、全面的に廃止すること。

5. 子どもの貧困対策の強化について

すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、高等教育の無償化をはじめとする授業料の減免や給付型奨学金の拡充等による教育費の負担軽減、教員定数の加配措置やスクールカウンセラー等による教育相談の充実、放課後子供教室等における学習支援の充実等、教育支援に必要な財政措置を講じること。

また、ひとり親や多子世帯、生活困窮者等に対する生活支援や就労支援、児童扶養手当の充実や養育費の確実な支払いに向けた支援等の経済的支援に係る財政措置など、必要となるあらゆる支援措置を講じること。

以上決議する。

平成30年11月15日

全 国 市 長 会